

## 現代日本語における空間相対名詞の修飾節についての試論

高橋 奈津美

### 1 はじめに

本稿では現代日本語の空間相対名詞の修飾節をめぐる諸性質について記述・考察をおこなう\*<sup>1</sup>。相対名詞とはそれ自体では意味として完結せず、修飾要素を伴うことで意味的に充足する名詞類である。なかでも空間的存在 (=X) を修飾要素として相対的な空間関係を表すものを空間相対名詞 (=Y) とよぶ。(1) が主な空間相対名詞とその修飾要素の形式である。

(1) 空間相対名詞: 「前・後ろ」「上・下」「右・左」「東・西・南・北」「となり」

「そば」「なか」…

a. 「名詞+の」による修飾: 例. 車 (=X) の前 (=Y) に子供が座っている。

b. 節による修飾

: 例. [車 (=X) をとめてある] 前 (=Y) に子供が座っている。

しかし後述のように、先行研究における相対名詞の定義は、修飾要素の形式に特に言及しない場合と、修飾要素として節をとれることを必須とする場合とがある。そして従来の定義では、(1) であげた名詞類はどちらの見解からも(空間)相対名詞として分類される。一方で空間相対名詞は解釈により節をとれない場合があり、その性質に注目した先行研究は非常に少ない。そしてそれはどのような場合か、また節をとれる場合にはその構造がどのようなものであるかについては一定の結論に至っていない。以上を背景に、本稿では以下の3点を主張する。

1. 空間相対名詞は「XのY」という形式について空間的存在Xと空間相対名詞Yの関係に注目すると、「基準点用法 / 部分用法」に分類できる。また部分用法は節による修飾ができない、すなわち節をとれない。

\*<sup>1</sup> 本稿の議論においては『京都大学言語学研究』の編集委員および二名の査読者からのコメントが大いに反映されている。査読・校正作業においてお世話になった方々にこの場を借りてお礼申しあげる。但し言うまでもなく、文中の誤りなどの責任は全て筆者に帰するものである。

2. 部分用法は田窪 (2006) の主張する「トコロの基準点化」の作用により、トコロとの共起に制限が生じる。すなわち「車のところ」「車をとめてあるところ」のように「車」が基準点化された表現において、「車のところの前」「車をとめてあるところの前」の「前 (=Y)」は「車 (=X)」そのものの前部分に言及できない。
3. 空間相対名詞の修飾節構造について、岡田 (2004) では修飾節と空間相対名詞の間にトコロに対応するゼロ要素  $\phi$  を仮定している。これは 1. と 2. の主張にかなったものであり、本稿で主張する「基準点用法 / 部分用法」の容認度の違いと岡田 (2004) の仮説の妥当性を相互に実証するものであるといえる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず 2 節で、相対名詞の定義に関する先行研究のなかで、空間相対名詞がどのように扱われているかを概観する。3 節では、本稿において新たに提案する空間相対名詞の下位分類「基準点用法 / 部分用法」の特徴を述べ、「部分用法が節をとれない」ことを示す。4 節では、トコロの機能に関する先行研究から、前節で提案した「基準点用法 / 部分用法」は、トコロを用いた表現において容認度が異なることを述べる。5 節では、岡田 (2004) の提案する空間相対名詞の修飾節の構造をあげ、前節までの主張との照らし合わせから、トコロに対応するゼロ要素  $\phi$  を仮定する岡田の仮説の妥当性を主張する。6 節はまとめである。

## 2 先行研究における「空間相対名詞」の扱い

本節では、「相対名詞」の定義に言及する先行研究において、空間相対名詞がどのように位置づけられるか観察する。先行研究としては主に松下 (1924, 1930)、寺村 (1977, 1980) 等を取りあげる。

### 2.1 松下 (1924, 1930)

管見の限り「相対名詞」という術語の初出であると考えられる松下 (1924) \*2では「人」「鳥」「政治」「日本」など他物に関係せずに単独に考えられる概念を表す「絶対名詞」に対し、「相対名詞」を「他物に対して相関係してのみ具備的に考えられ、単独に考えては意味の具備しない概念を表す語である」(松下 1924 : 228) としている。相対名詞の具体例としては「所有的なるもの：某の「親」、某の「子」、某の「主人」…」(松下 1924 : 228 一部省略) や「作用的なもの：日用品の「販売」、原料の「買入れ」、敵艦の「撃沈」…」(松下 1924 : 229 一部省略) などがあり、また空間相対名詞にあたるものとしては (2) の項目があげられている。

#### (2) 松下 (1924) における空間相対名詞にあたる例

- 位置的或いは方向的なもの：

机の「上」、山の「下」、学校の「前」、旅館の「後」、河の「向こう」、山の「手前」、家の「そば」、垣根の「外」、戸の「隙間」…

(松下 1924 : 229 一部省略\*3)

松下 (1930) も同様に、空間相対名詞を含む相対名詞を定義し、「名詞+の+相対名詞」という形式による修飾の例をあげている。

---

\*2 松下 (1924) の引用部は、本文中の例、引用部ともに旧字体から新字体に改めた。

\*3 同項目の中には、破れ目の「孔」など意味的に空間相対名詞としがたいものや、戦争の「前」など時間相対名詞と区分されうるものも混在しているが、個々の例の区別については本稿では扱わないこととする。なお、「前」など空間・時間両方に用いられる相対名詞類の詳しい分析は高橋 (2008) を参照されたい。

## 2.2 寺村 (1977, 1980) 他

松下 (1924, 1930) に対し寺村 (1977) は、修飾節\*4により相対的関係の基準を示せるもののみを相対名詞と定義づけている (3)。

- (3) 松下大三郎は、夙に、名詞の分類の所で「相対名詞」というものを立て、「親」「子」「主人」「家来」「敵」「味方」「仲間」「上」「下」「(前から)三番目」などを挙げている。ただし、これらは、語彙的・意味的特徴に着目したもので、構文的ではない。本稿ではシンタクスと意味のからみ合いが主眼であるから、「相対性」ということも、名詞のそのような意味的特性が、この項で見るとくなく相対的補充の>連体修飾構文の成立と相呼応しているときのみを「相対性」の名詞とし、辞書にその旨記載していくことを提唱するのである。松下大三郎の「相対名詞」のうち、「上、下」のように、ここでも「相対性」を持つと考えられるも

\*4 従属節が名詞を修飾する連体修飾は、主に「内の関係」と2タイプの外の関係(即ち「普通の内容補充」と「相対的補充」)の合わせて3タイプに分けられる(寺村 1975-77)。簡略にまとめると、「内の関係(または関係節)」とは格関係をもとにして成立し、被修飾節が修飾節と一つの文を構成する関係にあるものをいう。

(i) 私たちが聞いた 結果 は信じられないものだった。

(←私たちが 結果 を聞いた。/結果 は信じられないものだった。)

外の関係とは被修飾名詞が修飾節と一つの文を構成する関係がなく、被修飾名詞の内容を修飾節が補充するものである。そのうち「普通の内容補充(または内容節、同格節)」は修飾節が被修飾名詞の内容を表すもので、多くの場合修飾節と被修飾節の間に「という」を挿入することが可能である。

(ii) 前半はリードしていたが、逆転負けする(という)結果になった。

また「相対的補充」は、修飾節が被修飾節名詞と相対的関係にある名詞の内容を表すものである。

(iii) 必死に練習を続けた 結果、ついに勝利した。

本稿で議論の対象とする空間相対名詞は「普通の内容補充」の修飾節はとることができないが、「内の関係」と「相対的補充」の修飾節をとることができる。

(iv) (地上では戦車戦、空中では空中戦をやっている)

a. 戦車戦が行われているうえで今味方機が火を吹いた(「相対的補充」)

b. 空中戦が行われているうえでは味方の敗色は濃い、地上では我々は優勢である

(「内の関係」←空中戦が うえ で行われている。/うえ では味方の敗色は濃い)

(奥津 1974 : 278(6.135) 太字は原文どおり、文末丸括弧内は筆者による)

本稿では「相対的補充」の連体修飾の場合のみを指して「修飾節」または単に「節」と呼び、「相対的補充」のみに関して「(連体修飾)節をとれる / とれない」の議論を行う。なお、本稿および脚注において、例文が先行文献からの引用である場合は文末括弧内に引用元を示す。引用元が示されていない例文は筆者による作例である。

のもあるが、「父一子」「主人一家来」などは、ここで見るようなく相対的補充の>連体修飾の仕方が考えられないから相対性とは認めない。

(寺村 1977 : 288 山括弧内は筆者)

また寺村(1980)では、節による修飾を前提とした「相対性」の名詞を(4)のようにまとめており、このなかでも空間的な相対性を持つものとして「上」「下」「前」などの空間相対名詞をあげている。

(4) 「相対性」の名詞

- 空間・時間的な相対性をもつもの：

上、下、前、後、翌日、前日、帰り、隣り、背後、中、反面、一方…

- 因果関係を表わすもの：

原因、結果、報酬、罰、跡、傷アト、惰性、残り、オツリ、拍子、勢い(原文ママ)、酬イ、タタリ…

(寺村 1980 : 180(87))

益岡・田窪(1992)も寺村(1977, 1980)同様、節による修飾を前提に(4)のような名詞を相対名詞としている。このように近年の研究では節をとって相対的な関係を表すものを「相対名詞」とよぶ傾向にある。そのなかでも特に「前」「後ろ」「上」「下」などは節をとって相対的な空間関係を表す名詞であり、修飾要素の種類に言及しない松下(1924, 1930)の定義からも、節をとることを前提とする近年の研究の定義からも「相対名詞」の典型的な例として扱われているといえる\*<sup>5</sup>。次節では、これら空間相対

\*<sup>5</sup> 相対名詞に関連する、または相対名詞を含む他カテゴリーとして、益岡(2000)の「縮約節」、西山(1990, 2003)の「非飽和名詞」、庵(2007)の「1項名詞」がある。

益岡(2000)は寺村(1980)で「相対性」の名詞としてあげられた(本稿(4)にあたる)もののなかには(v)のように相対的な関係にある名詞を見出しがたく、相対性の存在が明確でない例があると指摘している。

(v) たばこを買ったおつり (益岡 2000 : 219(34))

これをふまえ、益岡は「相対的補充」の節全般と、「普通の内容補充」のうち「という」の介在を許さない節(「魚を焼く匂い」など)を合わせて、修飾節と被修飾名詞の意味関係を表すべき語句が潜在化している「縮約節」という新たなカテゴリーを提案している。

西山(1990, 2003)は「かならず「Xの」というパラメータを要求し、パラメータの値が定まらないかぎり、意味として完結しない(西山 2003 : 33)」名詞について、「非飽和名詞」という術語を用いている。そして非飽和名詞として「主役」「優勝者」「上司」などをあげている。

庵(2007)の「1項名詞」は、統語的性質として「Xノ」といった限定表現を必須とする名詞(対概念としては「0項名詞」)である。1項名詞には「(Xノ)破壊」「(Xノ)研究」といった他動詞由来の動名詞も含まれることから、特に寺村(1977)の定義する相対名詞

名詞が2種類の用法に分けられること、さらに修飾要素として節をとれない場合があることを指摘する。

### 3 「基準点用法 / 部分用法」の提案

本節では空間相対名詞の下位分類\*6として2種類の用法「基準点用法 / 部分用法」を提案する。3.1節では基本的な概念と解釈についての制約および意味論・統語論的特徴、3.2節では2節であげた「修飾節をとれる / とれない」と2種類の用法の相関関係を明らかにする。

#### 3.1 「基準点用法 / 部分用法」の定義と基本的性質

本節ではまず、(5)のような「車 (=修飾要素である空間的存在X)」と「前 (=空間相対名詞Y)」の関係に注目する。

- (5) a. 車の前にパトカーをとめてある。
- b. 車の前にキズがついている。

「車の前」は(5a)では車に対する前の方向を表すのに対し、(5b)では車そのものの前部分を表す。本稿では、「車の前」を「XのY」の形式に一般化し、(5)にみられる解釈をそれぞれ「基準点用法 / 部分用法」とよんで(6)のように定義する。

- (6) a. 基準点用法：Xを基準点と捉え、Xに対する方向Yに言及する。 …(5a)
- b. 部分用法：Xそのものを構造体と捉え、Xの固有の部分Yに言及する。 …(5b)

---

との関係について「1項名詞は相対名詞を包含する概念であり、全ての相対名詞は1項名詞であるが、1項名詞の中には相対名詞でないものもある」(庵 2007: 151)としている。

庵で指摘されるように、空間相対名詞は「縮約節」「非飽和名詞」「1項名詞」に全てあてはまると考えられるが、以降の議論においての言及はさけることとする。しかし今後はこれらの分類方法で核となる性質を統一的に説明できる、相対名詞一般に及ぶ理論的体系化が期待される。

\*6 空間相対名詞の下位分類についての先行研究に奥津(1974)がある。奥津(1974)は「(基準点の外部の地点を表す)基準点外相対名詞 / (空間的広がりをもつ基準点の内部の地点を表す)基準点内相対名詞」という分類を立てている。しかし奥津の分類は、どのような条件のもとで「基準点外相対名詞 / 基準点内相対名詞」の解釈の区別がなされるのか明らかではない点や、2種類の用法と修飾節の関係性に触れられてはいるが説明が十分でないという点で議論の余地がある。これらは本稿で後述する主張2、および脚注9で解決をはかっている。

(6)の2種類の用法におけるXとYの関係は、(5)の「車(=X)の前(=Y)」を例にとると図1のように表せる。



図1.「車の前」の「基準点用法／部分用法」

また、「基準点用法 / 部分用法」の分類においては、部分用法に解釈される場合の条件を(7)のように設定する\*7。

- (7) 基準点用法は空間的存在Xの性質に関わらず解釈が可能だが、部分用法については「X自体が構造として(前部分といった)固有の部分を持つと認知的に解釈される場合\*8に限り解釈が可能である」という生起条件を持つ。つまり「Xに対する方向Y」を表す基準点用法では、Xの固有の部分Yを反映する intrinsic Y と話し手あるいは聞き手からみた方向Yを反映する deictic Y という2つの解釈ができる(但し「東・西・南・北」などいわゆる絶対指示枠の語は deictic Y を持たない)。これに対して「Xの固有の部分Y」を表す部分用法では deictic Y の解釈がとれない。よってこの生起条件を満たさない場合、例えばXが固有の前方向を持たない「木」などは、以下(a)はいえるが(b)は解釈が困難になる。
- a. 写真を撮るから木の前に立って。 (基準点用法、deictic Yの解釈)  
 b. \*木の前に小鳥がとまっている。 (部分用法)

\*7 例文の文頭\*は文末( )に示された解釈が困難であること、?は容認度が低いことを示す。

\*8 構造体としての固有の部分と認識される要因については、Miller and Johnson-Laird (1976)に詳しい。たとえば「前」部分の決定要因としては(vi)にあげるものが考えられる。

(vi) Intrinsic front:

(a) The side containing the main perceptual apparatus (either literally or figuratively, as with toys or cameras)

(b) The side characteristically lying in the direction of motion

(c) The side (inside or outside) characteristically oriented to the observer

(Miller and Johnson-Laird 1976 : 401(25))

またこれらの要因はさらに「空間的存在Xの性質や機能を知っている」といった個人の経験や知識が多分に反映されると考えられる。このような点から、「基準点用法 / 部分用法」の解釈は認知メカニズムに基づいたものであるといえる。



特に(1)であげた空間相対名詞のうち「上・下」「右・左」「東・西・南・北」など多くのものはこれら2種類の用法を持つ。例えば(8)であげる「東」の2種類の用法は、図2のようにその違いが表せる。

- (8) a. キャンパスの東に商店街がある。 (基準点用法)  
 b. キャンパスの東に文学部棟がある。 (部分用法)

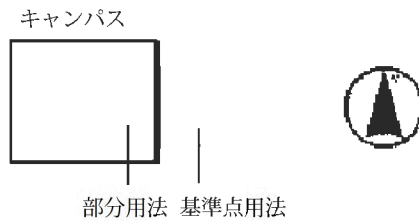


図2. 「キャンパスの東」の「基準点用法／部分用法」

一方、(1)であげた「となり」「そば」は空間的存在Xからの距離がゼロより長いことを表すので、基準点用法のみであるといえる。以上、(1)にあげた空間相対名詞の解釈方法は「基準点用法 / 部分用法」という分類に基づいて表のようにまとめられる。

表. 各空間相対名詞の「基準点用法 / 部分用法」

空間相対名詞	基準点用法	部分用法
「前・後ろ」「上・下」「右・左」		
「東・西・南・北」「なか <sup>*9</sup> 」	○	○
「となり」「そば」	○	×

\*9 奥津(1984)の分類法では「なか」が基準点内相対名詞としてのみ扱われる。さらにこれらが節による修飾が可能である(vii)ため、2種類の用法と「節をとれる / とれない」の相対性の一般化には至らなかった。

(vii) 風呂敷でつつんだなかに、確かにその本を入れた (奥津 1974 : 299(6.206)1) 一方、「基準点用法 / 部分用法」の区別においては、(vii)のもととなるであろう「風呂敷のなか」は認知的、文脈的にも風呂敷により作り出された空間、すなわち基準点用法と考える。よってこれらの例は後述3.2節で示すように「基準点用法が節による修飾をとっている」例であるといえ、本稿の主張とは矛盾が生じない。加えて本稿では部分用法として以下の例を提示し、部分用法が節をとれないことを示す。

(viii) スポンジ生地になかに苺ジャムが練りこんである。

…??[スポンジ生地がふかふかしている] なかに苺ジャムが練りこんである。



さらに「基準点用法 / 部分用法」は意味論・統語論的特徴として (9)(10) の差異が生じる。

(9) 部分用法では空間相対名詞 Y を疑問詞におきかえて疑問形を作ることができるが、基準点用法の場合は解釈が困難になる\*<sup>10</sup>。

a. 車の [ 前 ] にパトカーがとまっている。 (基準点用法、(5a) 再掲)

→\*車の [ どこ ] にパトカーがとまっていますか。

b. 車の [ 前 ] にキズがついている。 (部分用法、(5b) 再掲)

→車の [ どこ ] にキズがついていますか。

(10) 部分用法では空間相対名詞 Y を省略しても解釈が可能であるが、基準点用法の場合は解釈が困難になる\*<sup>11</sup>。

a. 車の [ 前 ] にパトカーがとまっている。 (基準点用法、(5a) 再掲)

…\*車にパトカーがとまっている。

b. 車の [ 前 ] にキズがついている。 (部分用法、(5b) 再掲)

…車にキズがついている。

### 3.2 2種類の用法と「節をとれる / とれない」との相関関係

本節では、先行研究にみたように「節をとって相対的な空間関係を表す」とされる空間相対名詞も、部分用法では節をとれないことを示す。例えば、(5)(8) の例をそれぞれ「XのY」という形式の修飾から節による修飾におきかえると、解釈の容認度に(11)(12)のような非対称性が観察できる。

\*<sup>10</sup> 同じ疑問詞でも「どっち」「どちら」などを用いると解釈の容認度が上がる (ix)。

(ix) 車の (右側と左側)、{??どこ / どっち} にパトカーをとめたらいいですか。

\*<sup>11</sup> 例外として、あとに移動を表す動詞がつづく場合、部分用法の解釈が困難になる (x)。

(x) 【文脈：黒板の字が読みにくかったので】教室の前に移動した。

…\* 教室に移動した。

(ix)(x) のような差異が生じるメカニズムについては未解決であるため、本稿では現象の記述にとどめる。しかし、特徴について理論的な説明が可能であれば、様々な表現の「基準点用法 / 部分用法」を判断するためのテストとなりうると考える。

- (11) a. [車をとめてある]前にパトカーがとまっている。 (基準点用法、cf.(5a))  
b. \*[車をとめてある]前にキズがついている。 (部分用法、cf.(5b))
- (12) a. [キャンパスがある]東に商店街がある。 (基準点用法、cf.(8a))  
b. \*[キャンパスがある]東に文学部棟がある。 (部分用法、cf.(8b))

以上の記述は主張1.にまとめられる。

1. 空間相対名詞は「XのY」という形式について空間的存在Xと空間相対名詞Yの  
関係に注目すると、「基準点用法 / 部分用法」に分類できる。また部分用法は節に  
よる修飾ができない、すなわち節をとれない。

#### 4 トコロと「基準点用法 / 部分用法」の共起制限

本節では前節までの「基準点用法 / 部分用法」の分布に関する議論と次節からの修飾節構造に関する議論をつなぐものとして、「ところを含む名詞句およびところ節」と共起した場合の空間相対名詞の「基準点用法 / 部分用法」の容認度の違いについて考察する。そのなかで部分用法はところとの共起についても制限が生じることを示す。

##### 4.1 トコロの基準点化の作用

ところの基本的性質については田窪 (1984, 2006)、田窪・笹栗 (2004) などの先行研究がある。特に田窪 (2006) では、ところは空間表現において基準点化の作用を持つとされる。

- (13) ところはこの空間、時間の関係名詞が表す関係において基準点を表すとみることができる。たとえば、先ほどの「田中の前」という表現では、「田中」が基準となって「前」というダイクティックな方向を決めている。田窪 (1984) では、このような方向の基準となる位置を示す語がところであるとし、そこからところの場所化の用法を導出している。つまり、「田中のところ」が人間ではなく、場所を示すのは、「田中のところ」が「田中」を基準とする位置を示すからである。 (田窪 2006 : 136)

田窪 (2006) で言及されているところの基準点化の作用は、ところが空間相対名詞と共起した場合、「基準点用法 / 部分用法」の解釈にも影響を与えられと考えられる。次節では、実際の例をみてこの予測を検討する。

#### 4.2 トコロと空間相対名詞の解釈

3節では、「X (=空間的存在) のY (=空間相対名詞)」の形式において「基準点用法 / 部分用法」の2種類の解釈が生じることを述べた。これに対して、本節で新たにとりあげる「X (=空間的存在) のところのY (=空間相対名詞)」という形式では、部分用法の解釈ができなくなり、基準点用法の解釈、すなわち「車のところ」「キャンパスのところ」を基準とした「車」「キャンパス」に対する「前」「東」方向を表す解釈だけが容認される(14)(15)。なお、例示については、ところの部分化\*<sup>12</sup> というもうひとつの作用を考慮して適宜文脈を与えることとするが、以降の例については議論の簡略化のため文脈を割愛する場合がある。

- (14) a. 【文脈：車を路上にとめてレストランで食事をしていて、レストランから出ると、とめてあった車の前方にパトカーが駐車していることに気づいた】  
「(あっ、) 車のところの前にパトカーがとまっている。」  
(基準点用法、cf.(5a))
- b. 【文脈：車を路上にとめてレストランで食事をしていて、レストランから出ると、とめてあった車の前部分にキズがついていることに気づいた】  
\*「(あっ、) 車のところの前にキズがついている。」 (部分用法、cf.(5b))
- (15) 【文脈：地図を広げて、大学キャンパス内およびキャンパス周辺にある建物について調べている】
- a. 「(地図上では、) キャンパスのところの東に商店街がある。」  
(基準点用法、cf.(8a))
- b. ?? 「(地図上では、) キャンパスのところの東に文学部棟がある。」  
(部分用法、cf.(8b))

\*<sup>12</sup> 田窪 (1984)、田窪・笹栗 (2004) ではところの性質として「部分化」の作用をあげている。部分化とは、対象をより大きな全体に対する部分として位置づけることができるという作用である(xi)。

(xi)(地図の)東京のところを塗りつぶして下さい。

(田窪 1984 : 110(171) 下線部は原文どおり、丸括弧内は筆者)

cf. 地図全体 {\*のところ} を塗りつぶして下さい。

これをふまえると(14)(15)のように「車」を部分として含む外の空間全体、また「キャンパス」を部分として含むより大きな全体「地図」を文脈として設定することにより文章がより解釈しやすくなると思われる。

これは (13) で述べられているトコロの基準点化の作用によって、トコロに後続する空間相対名詞が、基準点化された要素（すなわち「車=車を基準とする位置」「キャンパス=キャンパスを基準とする位置」）の内部構造への言及ができなくなるためであると考えられる。

一方、「X (=空間的存在) のY (=空間相対名詞) のトコロ」という形式の場合、「基準点用法 / 部分用法」両方の解釈をとることができる (16)(17)。

- (16) a. 【文脈：車を路上にとめてレストランで食事をしていて、レストランから出ると、とめた車の前方にパトカーが駐車していることに気づいた。】

「(あっ、) 車の前のところにパトカーがとまっている。」

(基準点用法、cf.(5a)(14a))

- b. 【文脈：車を路上にとめてレストランで食事をしていて、レストランから出ると、とめた車の前部分にキズがついていることに気づいた。】

「(あっ、) 車の前のところにキズがついている。」 (部分用法、cf.(5b)(14b))

- (17) 【文脈：地図を広げて、大学キャンパス内およびキャンパス周辺にある建物について調べている】

- a. 「(地図上では、) キャンパスの東のところに商店街がある。」

(基準点用法、cf.(8a)(15a))

- b. 「(地図上では、) キャンパスの東のところに文学部棟がある。」

(部分用法、cf.(8b)(15b))

これは「車の前」「キャンパスの東」を「基準点用法 / 部分用法」の2種類に解釈した後、トコロの基準点化の作用が加えられるためであると考えられる。

以上により、トコロと「基準点用法 / 部分用法」の共起制限について (18) がいえる。

- (18) a. 「X (=空間的存在) のトコロのY (=空間相対名詞)」の形式の場合、空間相対名詞Yはトコロにより基準点化されたXの内部構造には直接言及することができなくなるため、部分用法としての解釈が困難になり、基準点用法のみが許される。

- b. 「X (=空間的存在) のY (=空間相対名詞) のトコロ」の形式の場合、空間相対名詞Yは「XのY」の場合と同様に「基準点用法 / 部分用法」両方に解釈することができる。

### 4.3 トコロ節と空間相対名詞の解釈

本節では前節のトコロにつづき、場所を表すトコロ節<sup>\*13</sup>が空間相対名詞の「基準点用法 / 部分用法」の解釈にどのように影響を与えるかを考察する。前節までの議論においては、「XのトコロのY」の形式においてトコロが空間的存在Xの基準点化の作用を持つため、後につづく空間相対名詞が部分用法として解釈されず、基準点用法の解釈のみが許されると述べた。これは、トコロを主名詞とするトコロ節の後につづく空間相対名詞の解釈の場合も同様である。つまり、「トコロ節+の」といった形式においても節内の事項に対してトコロの基準点化の作用が生じるため、後につづく空間相対名詞はトコロ節内の内部構造に言及することができず、基準点用法の解釈のみが許される(19)(20)。

- (19) a. 【文脈：車を路上にとめてレストランで食事をしていて、レストランから出ると、とめた車の前方にパトカーが駐車していることに気づいた】  
 「(あっ、) [[車をとめてある] ところの] 前にパトカーがとまっている。」  
 (基準点用法)
- b. 【文脈：車を路上にとめてレストランで食事をしていて、レストランから出ると、とめた車の前部分にキズがついていることに気づいた】  
 \* 「(あっ、) [[車をとめてある] ところの] 前にキズがついている。」  
 (部分用法)
- (20) 【文脈：地図を広げて、大学キャンパス内およびキャンパス周辺にある建物について調べている】
- a. 「(地図上では、) [[キャンパスがある] ところの] 東に商店街がある。」  
 (基準点用法)
- b. ?? 「(地図上では、) [[キャンパスがある] ところの] 東に文学部棟がある。」  
 (部分用法)

以上より、4節のまとめとして、特に部分用法とトコロの共起について主張2.を提示する。

<sup>\*13</sup> 黒田 (2005a) によれば、トコロ節は「観衆は俳優たちが微笑みながら手をあげているところに花束を投げた」(黒田 2005a : 252(81a)) のように、場所だけでなく出来事の状況を表す節でもありうる。このように二義的な解釈が可能であるが、本稿では純粋に場所を表す名詞句としてのトコロ節とその構造のみを扱う。同じく場所を表すとは言い難い「先生にお願いしたところ、早速承諾のお返事をいただいた。」(グループ・ジャマシイ編著 1998 : 328) のようなトコロ節も本稿では扱わない。

2. 部分用法は田窪 (2006) の主張する「トコロの基準点化」の作用により、トコロとの共起に制限が生じる。すなわち「車のところ」「車をとめてあるところ」のように「車」が基準点化された表現において、「車のところの前」「車をとめてあるところの前」の「前 (=Y)」は「車 (=X)」そのものの前部分に言及できない。

次節では、本節までの主張 1. と主張 2. をふまえて、岡田 (2004) の仮定する修飾節構造の妥当性を検証する。

## 5 岡田 (2004) が提案する修飾節構造についての考察

岡田 (2004, 2006) では、主部内在関係節とそれに  $\theta$  役割を付与する名詞について議論がなされている。本節でははじめに主部内在関係節とダケの間に  $\theta$  役割を付与する役割をもつ「 $\phi$ 」を仮定した岡田 (2006) をとりあげる。つづいて同様の構造を空間相対名詞の修飾節にも適用した岡田 (2004) について考察し、最後に本稿での「基準点用法 / 部分用法」に関する議論との照らし合わせをおこなう。

まず、岡田 (2006) では、(21) の解釈ができないのは、後続する名詞「商品券」に主部内在関係節「太郎がビールを 10 本買った」\*<sup>14</sup>への  $\theta$  役割付与の性質がないためであるとする。これに対して主部内在関係節を含むダケ節では (22) が解釈可能である。

(21) (文脈：ビールを 10 本買うと商品券を 1 枚もらえる。)

\*[太郎がビールを 10 本買った] のの商品券 (岡田 2006 : 7(28)b)

(22) (文脈：ビールを 10 本買うと商品券を 1 枚もらえる。)

[太郎がビールを 10 本買った] だけの商品券 (岡田 2006 : 7(28)a)

岡田は、この理由として、(22) は次頁 (23a) のように  $\theta$  役割を付与する関数である「分」に対応する要素「 $\phi$ 」が潜在するためであるとする。これは黒田 (2005b) の提示する「主辞内在関係節は、動詞・名詞・後置詞の何れによらず、それがテータ統率する

\*<sup>14</sup> 岡田 (2006) では、(22) が節内に遊離数量詞を明示的にとれる点や島の制約に従わない点など主部内在関係節と似通った性質を示すため、比例的文脈におけるダケ節を主部内在関係節とする。対して比例的文脈以外のダケ節は遊離数量詞位置の空所が義務的である点 (xii) や島の制約に従う点 (xiii) から空演算子移動の関与する構文とされる。

(xii)\* 花子は [太郎がケーキを 10 個食べた] だけ、クッキーを食べた

(岡田 2006 : (6)b 太字・容認度判断は原文のとおり)

(xiii)\*? [花子が [誰がケーキを ec 食べたか] 知っている] だけ、次郎はまんじゅうを食べた (岡田 2006 : 3(12) 容認度判断は原文のとおり)

項の位置に現れる」(黒田 2005b : 191) という仮説に基づく。また岡田によると、この「分」は (23b) のように明示的要素としてあらわれることも可能であるとされる。

- (23) a. [[ 太郎がビールを 10 本買った ]  $\phi$  ] だけの商品券  
 (  $\phi$  = 「分」に対応するゼロ要素)  
 b. [[ 太郎がビールを 10 本買った ] 分 ] だけの商品券

このような比例的文脈におけるダケ節の構造は図3のように示される。

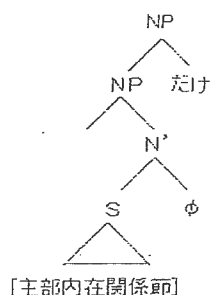


図3. 岡田(2006 : 9(37)) によるダケ節の構造

さらに、岡田 (2004) では空間を表す相対名詞の修飾節の場合も同様に、主部内在関係節に  $\theta$  役割を付与するような要素が潜在すると仮定する。さらに、潜在するゼロ要素  $\phi$  は場所要素としてのトコロと同じ意味を持つと主張する (24)。

- (24) (49) a. [彼の立っている] 右  
 b. [京大文学部がある] 東

これらはそれぞれ「彼の立っているところの右」や「京大文学部があるところの東」という意味で使うことができる。そこで (50) のような構造を仮定してみる。ここでは「 $\phi$ 」は「トコロ」に対応するゼロ要素ということになる。

- (50) [[彼があそこに立っている]  $\phi$  ] 右 (岡田 2004 : 101)

岡田 (2004) では本稿でいう部分用法に対応する例や、部分用法と修飾節の関係に関する記述はなされていない。しかし本稿でも節と空間相対名詞の間にトコロに対応するゼロ要素  $\phi$  が潜在する構造を仮定することが、部分用法が修飾節をとれないことに対する説明にもつながると考える。つまり岡田 (2004) にしたがって (25a)(26a) の構造を仮定すると、(25b)(26b) のようにトコロが明示的要素としてあらわれるトコロ節と同等に捉えることができる<sup>\*15</sup>。

<sup>\*15</sup> 岡田 (2004) では、主部内在関係節への  $\theta$  役割付与を目的として、トコロを仮定した構造をとりあげている。これに対し本稿では  $\theta$  役割付与の機能については大きく扱わなかったが、「意味的に充足しない」という点で空間相対名詞そのものに  $\theta$  役割付与の機能があ



- (25) a. [[ 車をとめてある ]  $\phi$  ] 前 (  $\phi$  = トコロに対応するゼロ要素 )  
 b. [[ 車をとめてある ] ところの ] 前

- (26) a. [[ キャンパスがある ]  $\phi$  ] 東 (  $\phi$  = トコロに対応するゼロ要素 )  
 b. [[ キャンパスがある ] ところの ] 東

この構造を仮定すると、(27b)(29b) がトコロの基準点化の作用によって部分用法の解釈をとれないことと同様に、(28b)(30b) もトコロに対応するゼロ要素の基準点化の作用によって部分用法の解釈をとれないといえる。

- (27) a. [[ 車をとめてある ] ところの ] 前にパトカーをとめてある。 (基準点用法)  
 b. \*[[ 車をとめてある ] ところの ] 前にキズがついている。 (部分用法)  
 ((19) 改訂)

- (28) a. [[ 車をとめてある ]  $\phi$  ] 前にパトカーをとめてある。 (基準点用法)  
 b. \*[[ 車をとめてある ]  $\phi$  ] 前にキズがついている。 (部分用法)  
 ((11) 改訂)

- (29) a. [[ キャンパスがある ] ところの ] 東に商店街がある。 (基準点用法)  
 b. ??[[ キャンパスがある ] ところの ] 東に文学部棟がある。 (部分用法)  
 ((20) 改訂)

- (30) a. [[ キャンパスがある ]  $\phi$  ] 東に商店街がある。 (基準点用法)  
 b. ??[[ キャンパスがある ]  $\phi$  ] 東に文学部棟がある。 (部分用法)  
 ((12) 改訂)

すなわち、「修飾節はトコロに対応するゼロ要素  $\phi$  により基準点化されており、基準点化された名詞句についてはその内部構造に言及することはできない。よって部分用法は修飾節をとれない」と説明できる。

---

ると考えており、トコロの仮定への動機づけに関して岡田の主張と齟齬が生じている。また本稿では内在主部に関する問題も扱わなかったが、基本的に節内にある空間的存在 X が内在主部と同一であると考え。以上のように岡田 (2004) との照らし合わせについてはより厳密な議論の余地があるが、本稿ではトコロに対応するゼロ要素  $\phi$  を仮定することにより「基準点用法 / 部分用法」の容認度の違いについても説明できるため、(25)(26) の構造の妥当性が高まったと総括したい。

このとき、空間相対名詞の修飾節構造は (31) のように仮定でき、また岡田 (2006) に従って図4のように示すことができる。

(31) [[…内在主部…]  $\phi$ ] 空間相対名詞 ( $\phi$  = トコロに対応するゼロ要素)

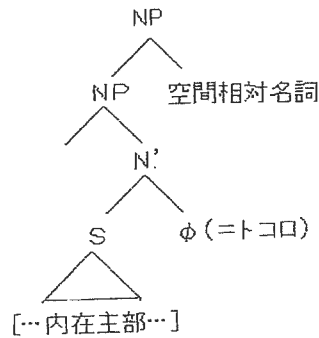


図4. 空間相対名詞の修飾節構造

以上の主張は3. にまとめられる。

3. 空間相対名詞の修飾節構造について、岡田 (2004) では修飾節と空間相対名詞の間にトコロに対応するゼロ要素  $\phi$  を仮定している。これは1. と2. の主張にかなったものであり、本稿で主張する「基準点用法 / 部分用法」の容認度の違いと岡田 (2004) の仮説の妥当性を相互に実証するものであるといえる。

## 6 まとめ

本稿では、先行研究で「節をとれる」とされてきた空間相対名詞について、「基準点用法 / 部分用法」の2種類に分類し、部分用法では節をとれない場合があることを示した。さらにトコロと「基準点用法 / 部分用法」の意味解釈について、トコロの諸作用により相対性の基準となる空間的存在が基準点化されている場合には部分用法の解釈がとれなくなることを示した。結論として、これらの性質から岡田 (2004) が提案する修飾節構造の妥当性を認め、空間相対名詞について以下のような修飾節構造を提案する。

- [[…内在主部 (=空間的存在 X)…]  $\phi$ ] 空間相対名詞 Y  
( $\phi$  = トコロに対応するゼロ要素)

参考文献

- 庵功雄 (2007) 『日本語におけるテキストの結束性の研究』東京：くろしお出版
- 岡田理恵子 (2004) 「数量・程度を表す節の構造—主部内在関係節として—」『認知的スケールとその言語的反映に関する理論的・実証的研究』平成 13 年度～平成 15 年度科学研究費補助金研究成果報告書 (基礎研究 (C)(2)) 研究課題番号 13610655, pp. 87-103 京都大学大学院文学研究科
- 岡田理恵子 (2006) 「日本語の数量節」京都大学大学院演習 発表資料
- 奥津敬一郎 (1974) 『生成日本文法論』東京：大修館書店
- グループ・ジャマシイ 編著 (1998) 『教師と学習者のための日本語文型辞典』東京：くろしお出版
- 黒田成幸 (2005a) 「トコロ節」『日本語からみた生成文法』, pp. 237-287 東京：岩波書店
- 黒田成幸 (2005b) 「主辞内在関係節」『日本語からみた生成文法』, pp. 169-235 東京：岩波書店
- 高橋奈津美 (2008) 『現代日本語における二種類の相対的スケール名詞—基準点用法と部分用法の観点から—』京都大学大学院文学研究科 修士論文
- 田窪行則 (1984) 「現代日本語の「場所」を表わす名詞類について」『日本語・日本文化』第 12 号 大阪：大阪外国語大学研究留学生別科
- 田窪行則 (2006) 『日本語条件文とモダリティ』京都大学大学院文学研究科 博士論文
- 田窪行則・笹栗淳子 (2004) 「日本語条件文と認知的マッピング」『認知的スケールとその言語的反映に関する理論的・実証的研究』平成 13 年度～平成 15 年度科学研究費補助金研究成果報告書 (基礎研究 (C)(2)) 研究課題番号 13610655, pp. 37-55 京都大学大学院文学研究科
- 寺村秀夫 (1975-77) 「連体修飾のシンタクスと意味 —その 1-3—」『日本語・日本文化』第 4-6 号 大阪：大阪外国語大学留学生別科 (『寺村秀夫論文集 I—日本語文法編—』東京：くろしお出版 に再録、1992)
- 寺村秀夫 (1980) 「名詞修飾部の比較」『日英語比較講座 2 巻：文法』東京：大修館書店 (『寺村秀夫論文集 II—言語学・日本語教育編—』東京：くろしお出版 に再録、1992)
- 西山佑司 (1990) 「「カキ料理は広島が本場だ」構文について—飽和名詞句と非飽和名詞句—」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第 22 号, pp. 169-188 東京：慶應義塾大学言語文化研究所

- 西山佑司 (2003) 『日本語名詞句の意味論と語用論—指示的名詞句と非指示的名詞句—』東京：ひつじ書房
- 益岡隆志 (2000) 「連体修飾における縮約節」『日本語文法の諸相』東京：くろしお出版
- 益岡隆志・田窪行則 (1992) 『基礎日本語文法 —改訂版—』東京：くろしお出版
- 松下大三郎 (1924) 『標準日本文法』東京：紀元社
- 松下大三郎 (1930) 『改撰標準日本文法』東京：中文館書店 (東京：勉誠社より再版、1974)
- MILLER, George and Philip JOHNSON-LAIRD (1976) *Language and Perception*  
Cambridge, Mass.: Harvard University Press

## An Analysis of the Structure of Modifying Clauses Containing Spatial Relational Nouns in Modern Japanese

Natsumi TAKAHASHI

### Abstract

In this paper, I deal with the structure of Japanese modifying clauses containing spatial relational nouns and conclude that Okada (2004)'s proposition is adequate in terms of the asymmetrical distribution of the “external/partial interpretation” of the spatial relational nouns that I newly suggest in this paper.

Spatial relational nouns (e.g. *mae* ‘front’) are nouns that do not satisfy their meanings by themselves but show spatial relation with other modifying elements (e.g. *kuruma-no mae* ‘the space in front of a car/the front part of a car’, *kuruma-o tometearu mae* ‘the front space of where the car is parked’). I argue that:

1. Spatial relational nouns can have an “external/partial interpretation”. For example, *kuruma-no mae* can refer to the space in front of the car, or to the front part of the car. However in modifying clauses like *kuruma-o tometearu mae*, the spatial relational noun does not have the partial interpretation.
2. The word *tokoro* ‘place’ influences the interpretation of the spatial relational nouns. That is, *tokoro* introduces a point of reference (cf. Takubo 2006), so that *mae* in *kuruma-no tokoro-no mae* and *kuruma-o tometearu tokoro-no mae* do not have partial interpretations.
3. Okada (2004) assumes an empty category  $\phi$  that plays the same roles as *tokoro* between the modifying clause and the spatial relational noun. This assumption enables the treatment of the modifying clause structure in the same way as *tokoro*-clause structure. This idea agrees with instances 1 and 2, and provides an explanation of the asymmetrical distribution of the “external/partial interpretation”.

In conclusion, I propose that the structure of modifying clauses containing spatial relational nouns is as below.

•  $[[kuruma-o\ tometearu]\ \phi]\ mae$  ;  $\phi$  = an empty category as *tokoro*

(受領日 2009年6月30日)  
(受理日 2009年10月5日)